

(2) 仕様書等との差異

(1)で提案された維持管理業務計画について、札幌市が示す維持管理業務特記仕様書及び維持管理基準表と比較して、内容及び数量等に差異があれば、示してください。

(2) 仕様書等との差異

1) 維持管理業務特記仕様書との差異

① 森の家の開放日と時間

12月から3月までの森の家の開館日は土日祝のみとなっていますが、冬期の利用促進のため、4月から11月と同じく、平日（金曜日）も開館します。

また、1年を通じて10～16時を開館時間とします。

管理内容	特記仕様書	当コンソシアム管理計画
森の家 (案内業務) 開放期間	4月から11月まで (土日祝及び平日1日、103日間) 12月から3月まで (土日祝、45日間) 年間計148日間	通年 (金土日祝開放、年末年始を除く) 年間計163日間
開放時間	12月から3月まで 10:00～15:00	通年 10:00～16:00

2) 維持管理基準表との内容・数量の差異

当コンソシアムの管理運営経験を生かし、安全で快適な環境を提供できるよう管理基準の変更を提案します。維持管理基準表との差異は、次のとおりです。

① 水飲み台の管理

水飲み台の点検等の記載はありませんが、安心して利用できるように毎日目視点検し、必要に応じて蛇口等の清掃を行います。

管理内容	維持管理基準表	当コンソシアム管理計画
日常点検	記載なし	1回/日

② ベンチの管理

ベンチ管理の記載はありませんが、スタッフが巡視時に目視点検する日常点検を実施し、遊具点検に併せて、年2回の有資格者による定期点検を行い、安全対策を図ります。

管理内容	維持管理基準表	当コンソシアム管理計画
日常点検	記載なし	1回/日
定期点検	記載なし	2回/年

③ 四阿・展望デッキの管理

四阿・展望デッキは平成21年のリフレッシュ工事完了から10年以上が経過し、今後、支柱や床板などの老朽化が懸念されるため、遊具施設・ベンチ施設と同じく年2回（4月、7月）、専門的知識と経験を有する技術者が定期点検を行うことで安全管理に努めます。

また、積雪期は雪の重みによる四阿の損壊を防ぐため、必要に応じて屋根の雪おろしを行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾏ管理計画
定期点検	記載なし	2回/年
雪おろし	記載なし	適宜

④ 公衆トイレの管理

公衆トイレの点検・清掃回数は適時となっておりますが、利用者が衛生的に利用できるようにグリーンシーズンは毎日行うほか、汚れの度合いに応じて追加の清掃を行います。また、冬期は週2回行います。

また、公衆トイレの屋上は、秋期に点検・清掃を行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾏ管理計画
清 掃	適時	夏期：毎日、冬期：週2回
屋上清掃	記載なし	屋上ダクトの落ち葉等除去（10月～11月）

⑤ 集水桝・街渠・U型側溝の管理

集水桝・街渠・U型側溝の清掃や泥上げは春期と秋期の2回行います。

また、大雨時や融雪期など、近隣住宅地が冠水するおそれのある時には臨時点検・清掃を適宜行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾏ管理計画
集水桝・街渠桝清掃	1回/年	2回/年
U型側溝清掃泥上げ	1回/年	2回/年
臨時点検・清掃	記載なし	適宜

⑥ 照明灯の管理

照明灯は球切れ、グローブの破損、支柱の外観を確認する定期点検を行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾏ管理計画
定期点検	記載なし	2回/年

⑦ 噴水の管理

噴水巡視点検は年18回となっておりますが、運転期間中は毎日実施し、割れたガラスや犬の糞等の確認、フィルターの確認をすることで美観・衛生を保ち、事故を未然に防ぎます。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾏ管理計画
噴水巡視点検	18回/年	180回/年

⑧ 森の家管理

森の家管理について、休館日及び夜間に機械警備を行い、不法侵入やいたずら等の犯罪を抑制します。

管理内容	維持管理基準表	当ｼｰｽﾞﾝ管理計画
機械警備	記載なし	通年

⑨ 巡視・清掃

公園内の巡視は、4月下旬から11月上旬は毎日実施するほか、冬期間にも週1回実施します。

管理内容	維持管理基準表		当ｼｰｽﾞﾝ管理計画	
	年回数	実施月	年回数	実施月
巡視・清掃	214日/年	4月下旬～11月上旬	238回/年	通年

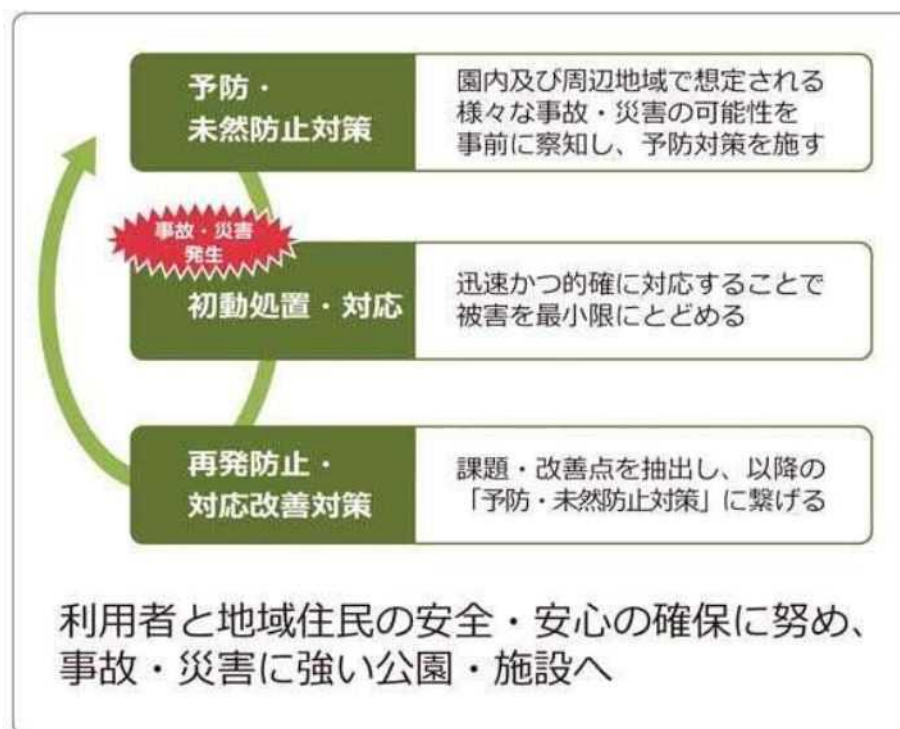
(3) 防災業務計画

防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的に示してください。

(3) 防災業務計画

1) 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針



当コンソーシアムでは、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置・対応」、「再発防止・対応改善対策」の3段階に分け、各段階において、次のとおり個別具体的な対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。

当公園は災害発生時の広域避難場所、及び指定緊急避難場所(大規模な火事)に指定されており、それをふまえて次に記述する体制・対策・対応を講じます。

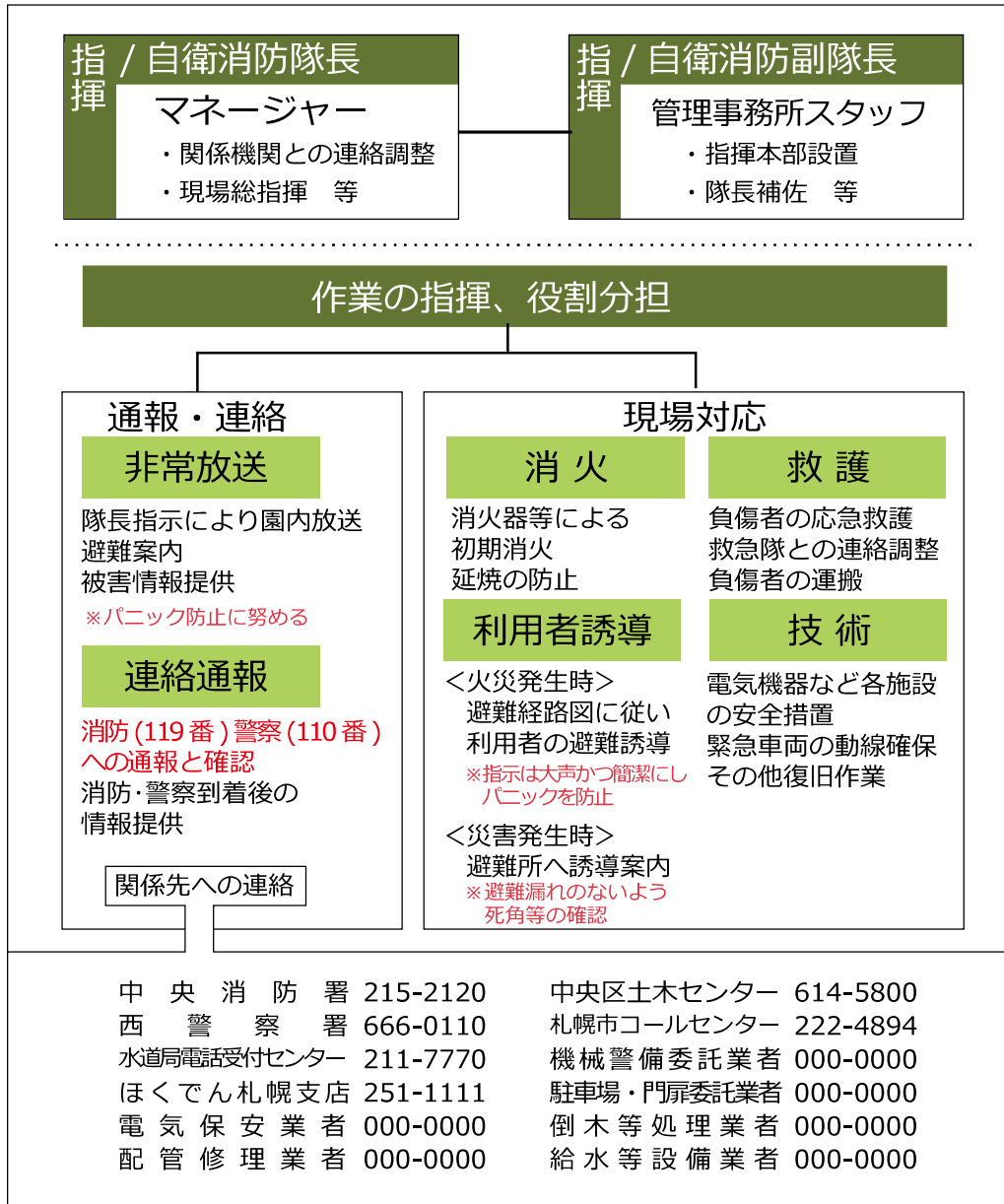
防災業務の役割分担

火災が発生した際には、次ページの「自衛消防の役割分担と手順」に基づいて対応します。常駐人数が少ないため、火災時に求められる役割と手順を全スタッフが把握し、自衛消防隊長の指揮により、効率よく的確に対応します。

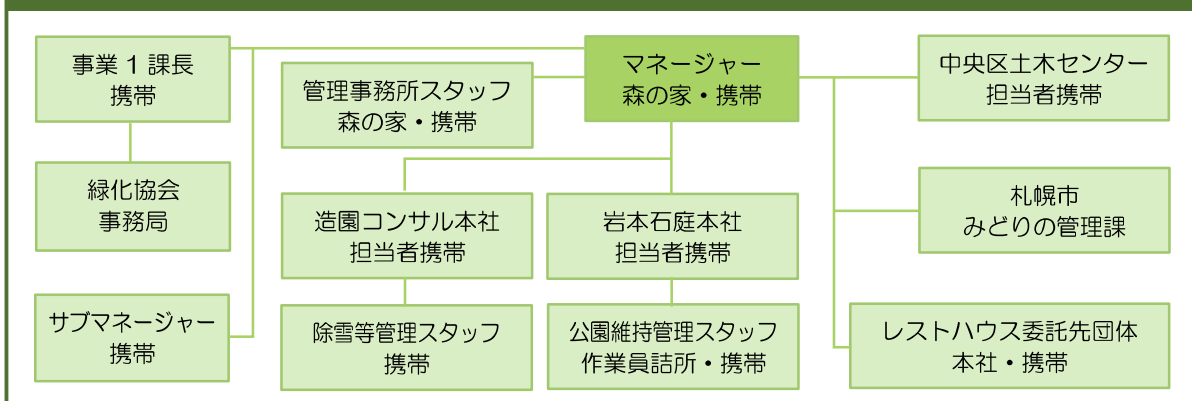
災害・事故発生の際の緊急時連絡系統は、「災害時対応フロー」(P.87)に沿って行動し、「緊急時連絡網」(P.83)にて迅速な連絡を行い対応します。夜間・休日等にも迅速に参集できるように、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

また、交通障害を伴う大規模な災害においては、マネージャーが直ちに参集できない事態も想定されることから、当公園の比較的近くに居住する他公園スタッフが参集し、災害等の対応を行う体制を整えます。

旭山記念公園 自衛消防の役割分担と手順



旭山記念公園 緊急時連絡網



2) 防災訓練計画の予定

防災訓練計画

① 訓練と教育

- a 当公園での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションできるよう、「緊急連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急時対応手順書」を備えます。
- b スタッフの新規採用時には AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3 年ごとに普通救命講習を再受講し、新しい救命方法の取得や知識、技術の維持向上を図ります。
- c 火災、台風及び震災を想定した緊急時対応教育及び消防訓練を、年 1 回行います。

② 常駐スタッフの連携

防災に関する取組は、マネージャーの指揮のもと、森の家スタッフ、維持管理作業スタッフのほか、委託先のレストハウススタッフを含めた常駐スタッフ全員が効率よく連携して対応します。緊急時に適切な対応が取れるよう、上記の訓練・教育のほか、毎朝の全スタッフによるブリーフィングなどにおいて、随時対応を確認します。

3) 事故等への対応方法

予防・未然防止対策

当公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、周辺登山道や散策路等の利用者の転倒・転落、駐車場内での事故、園内での犯罪行為、火災発生による火傷等、地震災害による転倒・転落、枝等の落下物による被災、ヒグマなどの危険生物による被害のほか、キタキツネやダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

① 情報収集と共有

- a 予防・事故に関する情報を国や北海道、また札幌市からの通知や、インターネット上の情報、報道等から収集し、当公園で発生が予想される場合に予防方法を公式ホームページ、園内掲示板に掲示し、事故の予防・未然防止に努めます。
- b 台風など、時間の経過につれて災害発生や被災の予測が可能な事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、台風の進路等を把握して、被災を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、公式ホームページのほかレストハウス、森の家、園内掲示板に掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の利用形態や声を積極的に反映します。
- d 当公園はもとより、緑化協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検においては、レストハウス、森の家などの建物や噴水施設、遊具広場等の設置工作物の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- c 台風による強風や大雨、地震発生時、また降雪等による被災を最小限に抑えるため、公園及び施設の状況把握に努め、巡視時に危険箇所の発見に努めます。
- d 公園内で不審物を発見した場合には、札幌市や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し、対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 札幌市、近隣病院、管轄の警察署・消防署、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者のほか、緑化協会他公園スタッフ及び岩本石庭、造園コンサル本社スタッフに対し、迅速な連絡・支援要請を行うための「緊急時連絡系統及び対応フロー」(P25)の内容をスタッフに周知・共有します。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急時連絡網」や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a AED をレストハウスに配置（冬期は森の家に移動）するとともに、森の家、レストハウスに消火器・救護備品等を配備しています。園内にはこれらの備品の設置場所や緊急連絡先を掲示し、必要時にスタッフや利用者が迅速に処置・対応できるようにします。
- b 台風、震災などの災害に備え、必要となる資材等を次のとおり確保し、定期的に確認して補充・更新します。

防災かまど、水電池（水を入れると使用できる電池・100本程度）、ラジオ、LED懐中電灯、拡声器、セーフティコーン、ロープ等

初動処置・対応

① 救護・処置

- a 負傷者・病人が発生した場合には、その救護を第一に考え、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて救急指定病院や消防署への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。
- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」(P.87)に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を緑化協会事務局又は当公園内に設置し、関係各所への連絡と緑化協会及び岩本石庭、造園コンサル本社への応援要請を迅速に行います。
- c 新型コロナウイルスによる感染症などの流行、又は流行が予想される際には、公園利用について札幌市の指示に従い対応します。また、感染拡大予防対策として、手

指の消毒用薬剤を建物入口、トイレ等に配備するほか、多人数が接触するドアノブ・トイレ等の消毒、ソーシャルディスタンス確保等の周知に努めます。またスタッフ用の防護用マスク・ゴム手袋を用意します。

- d 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、公式ホームページや園内放送、掲示板等を使用し、公園利用者へ警報発令の情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 事前の察知が可能な台風接近時においては、インターネット等で最新の情報を収集し、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止などの措置を講じます。
- b 建物で火災が発生した場合、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。
- c ヒグマ等の侵入が想定される場合は、札幌市と連絡を密にし、岩本石庭、造園コンサル本社に支援要請を行い、公園の閉鎖・公園利用者の避難誘導を迅速に行います。

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風雨・降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合には、直ちに撤去・応急処置のほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合においては、札幌市と協議し、対策を講じます。

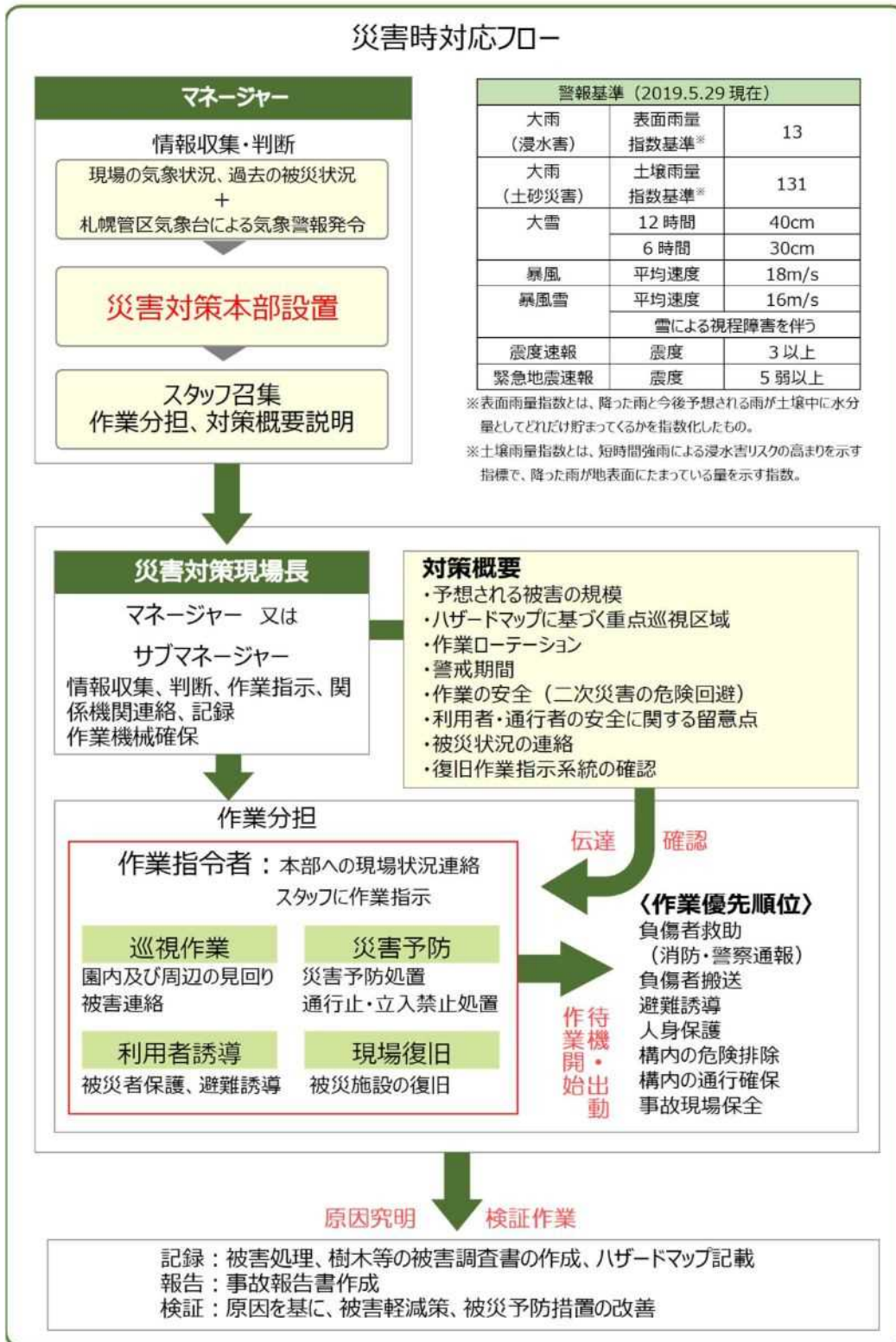
④ 被害拡大・二次災害の防止

- a 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応に当たります。
- b 災害の残存物による被害が生じないよう、必要に応じて立入禁止措置を講じるほか、早期の利用回復に努めます。

⑤ 責任ある対応

公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ確実、誠実に対応します。

災害時対応フロー



再発防止対策

① 原因究明・検証

- a 事故発生後、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。

b 収束後は連絡・対応・処置状況などを検証し、必要に応じて指針の修正、他機関との再調整等を行い、常に最善の対応が可能なシステムづくりに努めます。

c 札幌市への事故報告や被災状況報告を迅速に行います。また、緑化協会で情報共有と処置・結果の検証に使用している「事故報告書」を当公園でも使用し、公園の全スタッフのほか、緑化協会事務局及び岩本石庭、造園コンサル本社へ情報を通知し、共有します。他の管理公園・施設等での同様事故発生の抑制に努めるとともに、以降の災害発生時における被災軽減策・被災予防措置の改善に努めます。

理事	専務理事	常務理事	専務部長	財務部長	事務部長	総務部長	事業1-5課長	事業・総務・経理課

事故報告書

発生日時		令和 年 月 日 曜日			<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後		番号 №	
発生場所							施設名	
被災者	区分	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> その他()						
	住所	<input type="checkbox"/> 札幌市 () 市						
	氏名	年齢	才	保護者氏名				
被害/けがの状況								
<input type="checkbox"/> 通院		病院名		電話				
<input type="checkbox"/> 入院		薬局名		電話				
事故発生状況								
第1次対応者				最終対応者				
保険適用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし()								
物損 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 公園備品 <input type="checkbox"/> 財団備品 <input type="checkbox"/> 利用者所有物 <input type="checkbox"/> リース物件 <input type="checkbox"/> 設置者備品 <input type="checkbox"/> その他()								
損害物品名								
概算損害額		千円	保険	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> 届済み <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不届		
札幌市への第一報		<input type="checkbox"/> 未済		正規報告書 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要				
対 応	対応・処置経過							
	反省点							
	今後の対策/結果							
報告年月日		令和 年 月 日			報告者			

緑化協会で行っている事故報告書

② 履歴の蓄積

- 施設・設備等において事故が発生した際には、破損箇所・修繕箇所などをデータベース化し履歴を整え、再発防止・未然防止策及び効率的な管理・運営のために生かします。
- 自然災害等による被災状況・被災箇所なども同様にデータベース化し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

4) 消防法への対応内容

① 消防用設備点検の実施

レストハウスや森の家など、園内施設に設置されている消火器、火災報知器について、専門業者に委託して年2回の点検を行います。

② 消防訓練の実施

当公園で働く全スタッフを対象に、年1回の消防訓練を実施します。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

仕様書に示す各事業（取組）の基本的な実施方針、業務の実施手法の概要を示してください。特に、実施手法に関しては目標を実現するための工夫などを積極的にアピールしてください。

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

1) 取組の基本的考え方

当公園は、市内を一望できる眺めの良さが大きな魅力のひとつであり、ユニバーサルデザインの園路により、誰もがその眺望を楽しむことができます。また、藻岩山登山道や札幌市旭山都市環境林にも隣接しており、市街地からほど近いにも関わらず、クマゲラやフクロウが訪れる豊かな森が広がっています。自然観察はもちろんのこと、市民による森づくりや環境教育の場、子どもの遊び場としても活用できることから、当コンソーシアムは、森の家を拠点として、このような市民ニーズに即した利用促進に取り組んできました。

都市公園の利用促進のためには、「新たな公園利用者の誘致」と「利用頻度の向上」が必要と考えます。また、「滞在時間の延長（居心地の良さ）」も公園の利用度合いを高めることから、利用促進の一環と考えられます。当コンソーシアムではこれまで、これらの実現のために、「広報」「展示」「市民協働・地域との連携」「イベントの開催」の4つの利用促進方策を次のように位置づけて取組を進めてきました。今後もこの取組を発展・推進させていきます。

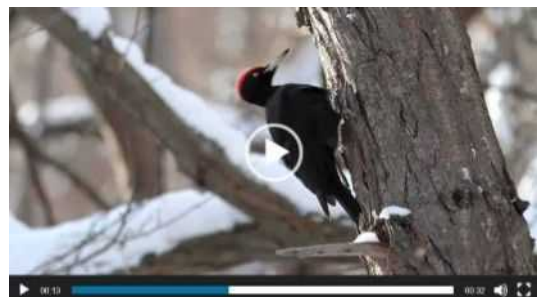
2) 具体的な取組の実施計画

■ 広報

① ホームページ運営 ～旭山記念公園公式ホームページ

指定管理業務の開始に合わせて開設した当公園の公式ホームページでは、公園の基本情報のほか、利用を促すタイムリーな情報の提供に努めてきました。その結果、令和元年度は10万4千件を越すアクセスがあり、現指定管理期間初年度の平成29年度実績から約45%増加しました。現在では当公園の情報を得る手段として定着しています。

今後も、野鳥や山野草等のタイムリーな情報提供に努め、藻岩原始林に隣接した当公園の魅力をPRします。また、森の家を拠点として展開される様々なイベントの告知や報告に加え、野鳥の動画を配信し、家に居ながら野鳥観察の魅力を伝えるコンテンツを提供することで、より多くの市民に当公園の魅力を発信し、利用していただけるように努めます。



野鳥の動画

② 各種媒体への情報発信

札幌市内のテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等にプレスリリースを配信し、当公園のレジャー情報（花見、紅葉、催事）等の発信を継続してきた結果、現在ではニュースソースだけではなくドラマやCM、プロモーションビデオのロケーション場所としての活用が増えたことから、今後もプレスリリースの配信を継続します。



新聞に紅葉スポットとして掲載

③ 印刷物の活用

当公園の季節の見どころやイベント情報、自然情報、レストハウス売店情報を、美しい写真と共に、専門的なコラムなどでまとめた広報紙「アカゲラ通信」を緑化協会スタッフが作成して発行しています。利用者の再訪につながるよう、ニーズに合ったきめ細かい情報を掲載し、バックナンバーを含めて公式ホームページに掲載することで、四季を通じた自然情報が確認できるようにしており、今後も発行を継続します。



アカゲラ通信

また、毎週、タイムリーな花・野鳥・昆虫情報をまとめた「旭山自然観察帳」の掲示や配布、人気の野鳥をピックアップした情報（シマエナガ出没マップ、ほか）など、ニーズに沿った情報をこまめに発信します。

展示

① レストハウスにおける展示

レストハウスは、公園利用者が最も多く訪れる施設のひとつであり、初めて当公園を訪れた方が、最初に情報を入手する場所です。現在、レストハウス壁面には、タイムリーな花・野鳥などの自然情報や大型の園内図などを貼り出しているほか、当公園で撮影した生きものや景観を撮影した写真を一般に公募し展示する写真展を定期的で開催することで、利用者の満足度向上及びPRに努めます。

② 森の家における展示

森の家は市民活動の拠点であるとともに、公園を訪れる人々の交流の場・自然情報の発信の場でもあります。森の家の機能を高めるために、新鮮な情報への更新や、市民協働事業の紹介、イベント参加案内の掲示などを行い、質の高い情報提供に努めます。

- リアルタイムな自然情報の発信

藻岩山への登山のスタートや自然観察の前に森の家に立ち寄ることで、歩く楽しみが増えるように、その時期に見られる野鳥や草花の情報を写真と共に展示します。



シマエナガ出没マップ

- 生き物の生態に関する展示

当公園の自然を長く観察している市民協議会のメンバーの協力を得ながら、目にする機会の少ない野生生物の写真パネルを作製し、展示します。展示を通して利用者が生き物への理解を深めるための“きっかけづくり”を目的とします。

- 市民協議会の紹介展示

市民協議会の構成団体である「旭山森と人の会」「旭山公園キッズ」「札幌太陽中央子ども劇場」「札幌まるやま自然学校」「旭山自然調査隊」は、森の家を拠点として様々な活動を展開しています。利用者に活動を知っていただくために、これらの団体の紹介や活動報告を展示します。



旭山自然調査隊活動報告

- 旭山自然写真展の開催

当公園で撮影した風景写真や、生き物を撮影した展示会を開催します。身近な自然の一瞬を切り取った写真を展示することで、利用者の自然への関心を高め、利用促進を図ります。



- 野鳥や生きものに関する図書の充実

最新の生きもの図鑑、人気の野鳥の写真集、子ども向けの観察ガイドなど、図書コーナーの蔵書を充実させることで、利用者が森の家へ立ち寄る機会を増やします。

③ 薪ストーブの活用と薪割り体験

館内に設置された薪ストーブの燃料には、園内の伐採木を活用し、環境への負荷を軽減します。またイベントで薪割り体験を実施し、自然エネルギーへの関心を高めます。

市民協働・地域との連携

① 市民参加の公園運営

- 市民協議会との連携

当公園では、市民参加による再整備を行った経緯から、森の家の管理を担う市民協議会が設立され、構成団体と公園の利活用を考えながら、様々な活動に取り組んできました。このことは、札幌市においても先駆的な事例であり、市民の主体的な関わりによる公園運営は、当公園の特色となっています。平成25年度からは当コンソーシアムと市民協議会が連携して、イベント・植生管理・森の家の展示等を実施しています。今後も持続的な活動ができるようにサポートし、様々な面で連携します。

- 共催イベントの実施

市民協議会が従来から実施している、森のフェスティバル・冬のフェスティバルについては、今後も連携しながら継続して実施します。当公園をフィールドとする団体同士の交流の場として、また市民が森に親しむ場として、多くの人に楽しんでいただけるように努めます。



森のフェスティバル

- 公園の維持管理

現在の指定管理期間において、薪ストーブに利用するための薪割りや、森の家の玄関を一年草の寄せ植えプランターで飾りつけるなど、公園利用者をおもてなしするための活動を市民協議会と協働で実施しています。この活動は市民協議会が当公園への愛着を深める活動であるとともに、公園利用者が快適に公園を利用していただけるような活動にもつながっています。したがって、今後も継続して活動を支援するとともに、公園維持管理の取組を協働で推進します。

- 市民協議会の活動促進

市民協議会は、長年当公園で様々な活動をしていますが、近年は会員数が減少し、活発な活動が次第に困難となりつつあります。このことから、当公園における市民協働の活性化の一環として、当コンソーシアムが受付窓口となって、人員の募集や活動のPRに協力するなど、市民協議会をサポートします。

- 市民協議会総会への参加

市民協議会では、様々なイベント活動や利用促進の取組など、各構成団体で意見を出し合う総会を年に1回実施しています。当コンソーシアムも積極的に総会に参加し、市民協議会との連絡体制を密接にすることで、活動における問題点や新たな取組についてのバックアップ体制を整えます。

- 自然・景観・イベントの管理における連携

自然豊かな当公園の魅力を伝えるため、園路沿いにある樹木に設置する樹名板の製作を引き続き協働で行います。



- 「蝶が舞う森作り」の推進

当コンソーシアムでは市民協議会の構成団体である「旭山自然調査隊」との共催事業「森のたんけん隊」を開催しており、蝶の回廊作り、巨木の谷での里山づくりといった活動を行い、外来生物であるニセアカシアの駆除や、蝶が好む樹木の育苗といった環境づくりを進めています。今後も連携し



巨木の谷

て環境教育プログラムを実施することで、当公園の魅力向上に努めます。

② 近隣教育機関との連携

近隣小中学校の総合学習や職業体験を積極的に受け入れます。また、森の家を野外学習の場として利用していただけるよう誘致し、利用促進を図ります。

イベントの開催

[市民協議会及び構成団体との共催事業]

① 森のフェスティバル（10月に開催）

平成 16 年度から、市民協議会が中心となり実施している「森のフェスティバル」を協働で開催します。バーニングペンを使ったクラフト体験、樹木観察会、薪割り体験等、森や緑に親しむ様々な企画を実施します。



② 冬のフェスティバル（2月に開催）

市民協議会が毎年実施している「冬のフェスティバル」を協働で開催します。雪遊びやイグルーづくり、スノーシューハイクなど冬の公園ならではの遊びから、森の家で行うクラフト体験まで、1 日いっぱい楽しめる企画を実施します。



③ 冬の旭山記念公園にスノーキャンドルのあかりを灯そう！（1月に開催）

札幌市内各地で催されるスノーキャンドルイベントに賛同し、市民協議会と協働で実施します。森の家周辺や展望広場にスノーランタンを作製し、キャンドルのあかりを灯します。地域の人が集まり、共に活動することで、地域の連携を深めるとともに、冬の災害について考えるきっかけをつくります。



④ 星空観察会

豊かな自然と開けた展望がある当公園の特徴を生かし、星空観察を専門家による解説とともに実施します。

⑤ 自然観察会（5～9月に開催）

公園スタッフが自然の見どころを紹介する自然観察会を実施します。当公園の自然の魅力を紹介し、自然観察の楽しさを伝えます。



⑥ 野鳥観察会（毎月開催）

早朝の時間帯に野鳥観察会を開催します。人工の音が少ない早朝の当公園は野鳥観察に最適で、特定の時期に観察できる野鳥や、日常的に耳にする鳥のさえずりをテーマに、公園スタッフが解説を交えて案内します。

⑦ スノーシュー自然観察会（1～3月に開催）

スノーシューを履いて、公園の周辺を散策するスノーシューハイキングを実施します。野鳥や冬芽など、冬ならではの自然を観察しながら歩き、冬の運動不足を解消します。



[森に親しむ活動]

① ノルディック・ウォーク体験会

2本のポールを使用し、効果的に歩行運動ができる“ノルディック・ウォーキング”を実施します。園内を散策して楽しみながら健康増進を図ります。



[森の家を活用したイベント]

① カルチャーナイトへの参加

カルチャーナイトは、公共施設や民間施設を夜間開放し、市民が地域の文化を楽しむイベントです。当公園は夜景スポットとしての利用も多いことから、園内の施設を夜間開放し、公園の魅力を伝えるプログラムを実施します。

② ネイチャーカフェ

森の家でコーヒーを飲みながら、自然に関する話が聴けるネイチャーカフェを実施します。近年人気のシマエナガ等の野鳥やシナントロープ（人工物など、人間の生活環境に依存して生きる野生生物の総称）といった自然環境等をテーマに、様々な分野の専門家をお招きし、お話を聞くことで自然への関心を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。



③ 木工クラフト体験会

公園の伐採木やつる植物の剪定枝、木の実などを使ったクラフト体験会を実施します。自然の素材を活用することにより、市民が自然を身近に感じることができ、植物リサイクルにもつながります。



[公園利用マナーの啓発]

愛犬といっしょの公園散歩講座

当公園は、犬の散歩で利用される方も多く、一部の方のマナーがなかなか改善されない状況があります。そこで、指定管理期間中に1回程度、公園での散歩マナーを身につけていただくための散歩講座を実施します。



その他の利用促進の取組

① 自然観察グッズ等の無料貸出

現在、希望者に貸し出している双眼鏡と虫眼鏡、及びスノーシュー（冬期）の無料貸出について、今後も積極的に周知し、活用していただくよう努めます。

② 車いすの無料貸出

毎年、4月下旬から11月上旬までレストハウスにおいて、車いす5台を無料で貸し出しており、今後も継続して行います。

利用促進の指標と目標

上記の利用促進の取組のうち、次の指標については数値目標を設定し、達成に向けて取り組みます。

利用促進の指標と目標

区分	指標	令和元年度実績	目標(令和元年度比)
広報	公式ホームページ更新	104,265 アクセス	5年間でアクセス数を5%増
市民協働・地域連携	近隣教育機関との連携	1件	5年間の各年度1件以上
イベントの開催 (展示会を除く)	参加者数	3,601人	5年間の参加者数を5%増

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書き
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、自動車の放置
- ⑨ 禁止区域への自転車の乗り入れ
- ⑩ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑪ 公園敷地内への雪の運び込み

1) 取組の基本的な方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

これらを抑制するためには、公園利用者や近隣住民のモラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、そのためには、口頭注意や看板等の掲示物により注意を促すことも必要です。さらに、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当コンソーシアムは当公園の景観・美観の維持に努め、利用者にその意図を理解していただけるよう、態度・行動・状態などの目に見える形で示し、その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策に努めます。

さらに、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携・協働によって不法行為・迷惑行為対策を講じることにより、当公園への愛着心の醸成を図ります。

2) 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する活動としては、不法行為や迷惑行為が発生しないように対処する取組と、これらの行為が発生した際の対処方法に分けて取り組みます。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公共空間利用の意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、市民協議会等と連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持のための巡視と相互交流

公園内の巡視・清掃・維持管理作業等の際には、ベンチ等の施設や句碑・記念碑等の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラルの低下を誘引する要素があれば迅速に排除します。

また、巡回や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、相互交流のある開かれた公園管理に努め、利用者等と協働で公園を見守る「人の目」を確保します。

マナー啓発に関する取組

日常の巡視により禁止行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

そのほか、個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

他の多くの公園と同様、当公園でも犬をノーリードで放す状況が見られ、利用者同士のトラブルなどが問題となっています。看板、公式ホームページ、近隣町内会への回覧板等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」や、早朝など特定の時間帯に直接の指導などを実施しています。今後も根気強く対応を継続するほか、関係機関等への相談や、エキノコックス症の危険性の側面から飼い主にご理解いただくなど、新たな対策についても検討・実施に努めます。

このほか、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりのため、NPO 法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加の呼びかけや、指定管理期間中に当公園で1回、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬といっしょの公園散歩講座」(P.94)を開催します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡回や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたごみを即座に処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、樹林内へのごみの不法投棄対策として、日常の巡視を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気(バーベキュー、花火等)の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、園内の火気使用が禁止であることを理解していただきます。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持去りや花の折り取りといった行為が認められた際には、こうした行為を止める

よう、ホームページ等で呼びかけるほか、園内に看板を設置し、注意喚起を行います。また、行為者を発見した場合は、公園内で植物採取はできないことを説明し、理解していただきます。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、警察に被害届を提出するとともに、札幌市に報告します。

⑥ 野生動物への餌付けへの対応

当公園で餌付け行為が確認された際には、野生生物への悪影響や、残餌やフン等による美観の問題などについて説明し、行為をやめていただくようお願いするとともに、注意看板を設置します。

また、カラスが食べ物を狙ったりする状況が見られる際には、声掛けや看板で注意を促します。このほか、園内で目撃されるキタキツネに対しては、感染症の危険性という面からも餌付けをしないよう注意を促します。

⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応

他公園でよく見られる、カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物、外来生物を園内に放置・遺棄する行為について、園内に看板を設置し、注意喚起を行っているほか、当公園で発見した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに行為をやめるようお願いします。また、趣旨については、ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車については、移動依頼の札・貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会するとともに、札幌市に報告します。

⑨ 自転車の乗り入れへの対応

自転車を乗り入れる行為について、坂が多い当公園では自転車を駐輪所（第1駐車場横）に駐めて、徒歩等で楽しんでいただくよう案内し、駐車場からの乗り入れは禁止していることを園内看板への掲示とホームページへの掲載で周知します。

⑩ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な走行が確認された際には、口頭で注意指導します。また、危険な箇所には注意看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

⑪ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接の注意、指導や看板等での啓発を行います。